

茨城ゴルフ倶楽部会則

第一章 総 則

- 第 一 条 本倶楽部は茨城ゴルフ倶楽部と称する。
- 第 二 条 本倶楽部は株式会社 Nikkan の経営する茨城ゴルフコース並びにその附属施設を利用しゴルフを通じてプレーヤーの保健、厚生を増進を図ると共に明朗健全なる社交機関たらしめる事を目的とする。
- 第 三 条 本ゴルフ場は社交機関として、会員の他に内外プレーヤーを臨時入場せしめることを得るものとする。
- 第 四 条 本倶楽部の事務所はゴルフ場内に置く。

第二章 会 員

- 第 五 条 本倶楽部の会員は次のとおりとする。
イ、名 誉 会 員
ロ、特 別 会 員
ハ、法 人 会 員
ニ、個 人 会 員 （ 正会員、週日会員、平日会員 ）
- 第 六 条 名誉会員、特別会員は会社の役員又は理事会の議を経て理事長が推薦する。これらの会員の資格は一身専属とし、譲渡又は継承することはできない。
- 第 七 条 会員の資格を取得せんとする者は紹介者連署の上会社所定の様式にて申込みをなし、理事会の承認を得て会社所定の入会金、保証金（5ヶ年据置）を納付して会員資格を得るものとし、保証金は無利息とする。
- 第 八 条 会員は会社所定の年会費並びに諸料金を支払い会社所定のコース休場日を除きいつでも本ゴルフ場を利用してゴルフプレーをすることができる。
- 第 九 条 会員は本倶楽部の諸規則及び理念の定める事項を遵守しなければならない。
- 第 十 条 会員は会社の規定に基きその資格を譲渡することができる。
- 第 十 一 条 会員が退会したる時はその保証金は返却されるものとし期日は会社の指定によるが入会金は返却されない。また、会員が退会したる時は再入会は認められない。
- 第 十 二 条 本倶楽部に入会するについては所定の審査を行い、理事会においてこれを決定する。

なお入会資格は次の通りとする。

イ、日本国籍を有する事。

但し外国籍を有する者の入会については細則の定めるところによる

ロ、年齢満20才以上である事。

ハ、本倶楽部に5年以上在籍する会員2名の身元連帯保証がある事

正会員：正会員で在籍5年以上、週間会員：正会員又は週間会員で

在籍5年以上、平日会員：正会員、週間会員又は平日会員で在籍5

年以上。

ニ、暴力団員、暴力団関係者または公の秩序もしくは善良な風俗に反す

る行為をするおそれがあるものは入会できない。

第十三条 会員はその住所、印鑑及び戸籍上の氏名を届け出なければならない、これを
変更した時も同様である。

第十四条 会員の資格は次の場合喪失する。

イ、退 会

ロ、死 亡

ハ、除 名

退会せんとする者並びに死亡したる者の相続人は文書をもって会社に届
け出なければならない。

名誉会員、特別会員の資格喪失は理事会において決議し理事長がこれを
決定する。

第十五条 会員が次の各号の一に該当する時は理事会の決議により除名もしくは無
期限又は一定の期間を定めて資格停止の処分に付することができる。

イ、本倶楽部規則に違反した時

ロ、本倶楽部の名誉を傷つけ又は秩序を乱したと認められた時

ハ、諸支払いを滞納した時

第十六条 前条により資格停止を命ぜられた会員は期間中といえども会費、その他
の分担金を支払わなければならない。

第三章 管理及役員

第十七条 本倶楽部は必要に応じ理事会を設け理事若干名を以て構成し理事長は
会社の役員会にて之を定める。

第十八条 理事は会社の役員会に於て推薦したる者より理事長が之を委嘱する。理
事の任期は2年とし重任を妨げない。

但し、任期満了の場合は次の理事の委嘱まで前理事の任期を延長する。

第十九条 理事会は会社の方針に則り専ら会員に関する事項を管掌する。

- 第二十条 理事会は理事長が招集する。
- 第二十一条 理事会は本倶楽部の円滑なる運営を期するため別に定めるところの分科委員会を設け各関係事項を処理せしめる。
- 第二十二条 委員会は必要なる意見を理事会に提出する事ができる。理事会の同意なくして倶楽部に義務を負わせる事はできない。
- 第二十三条 各分科委員会は委員長、副委員長及び委員にて構成し理事会に於て委嘱する。委員の任期は2年とし重任を妨げない。
- 第二十四条 会社の役員会の推薦により、参与を若干名置くことができる。参与は理事会に出席し、意見を述べる事ができる。

第四章 附 則

- 第二十五条 この規則の施行に必要な事項は理事会に於て別に之を定める。
- 第二十六条 この規則に規定されない事項及び規則の条項に疑義を生じたときは理事会がこれを決定する。
- 第二十七条 この規則の改廃は理事会の決議によるものとする。
- 第二十八条 この規則は 平成22年1月1日 より施行する。

平成22年1月1日 改定
平成23年8月1日 改定(第十二条、ハ)
平成24年1月28日 追加(第十一条)
平成25年12月19日 追加(第十二条、ニ)
令和4年2月11日 改定(第十二条)
令和4年2月11日 追加(第二十四条)

茨城ゴルフ倶楽部細則

第一章 分科委員会

- 第 一 条 理事会は下記分科委員会を設け関係事項を分担処理せしめる。
- イ、競技委員会
競技規則の制定、改廃に関する一切、競技規則の制定、改廃に関する事項、その他
 - ロ、ハウス委員会
クラブハウス並びに付帯設備等に関する事項、食堂・売店等運営に関する事項
 - ハ、ハンディキャップ委員会
ハンディキャップの査定変更、査定基準の改廃に関する事項、コースレートに関する事項
 - ニ、グリーン委員会
コース、練習場に関する維持管理・改善に関する事項、グリーン使用期間等に関する事項
 - ホ、エチケット委員会
エチケット、ドレスコードの周知徹底等に関する事項
 - ヘ、フェロウシップ委員会
会員の親睦・融和・マナー等に関する事項
 - ト、プロキャディー委員会
プロゴルファー、キャディーの育成・指導に関する事項

第二章 ビジター

- 第 二 条 会員は本倶楽部にビジターを紹介することができる。
- 第 三 条 紹介者はビジターに関する一切の責に任ずるものとする。

第三章 負担金

- 第 四 条 会員の負担すべき年会費、使用料、及びビジターの使用料、その他に関しては、理事会の意見を基本にして会社において決定する。

第 四 章 会 員 資 格 の 譲 渡 継 承

第 五 条 会員権の譲渡並びに継承については会社の規定によるものとする。

第 五 章 女 性 会 員

第 六 条 女性の入会の場合は、女性からの譲受に限るものとし、理事会が之を決定する。

第 六 章 外 国 籍 会 員

第 七 条 外国籍の入会の場合は、外国籍者からの譲受に限るものとし、理事会が之を決定する。

第 七 章 競 技 規 則

第 八 条 競技に関しては J G A制定のゴルフ規則によるものとする。

第 九 条 ローカルルール及び競技規則の制定又は変更は理事会の決議による。但し競技会における臨時の規則及びルールは競技委員会が之を制定する。

第 十 条 競技委員会は競技規則及びローカルルールに関する裁定権を有する。

平成 22 年 1 月 1 日 改定
令和 4 年 2 月 11 日 改定 (第四条)